

特定化学物質障害予防規則等を改正しました

**ジメチル - 2,2 - ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)
について健康障害防止措置が義務づけられました**

**クロロホルムほか 9 物質について、有機溶剤から
特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が
義務づけられました**

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・
ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・
テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン
※これらの10物質を「クロロホルムほか 9 物質」といいます

改正政省令・告示は、平成26年11月1日から施行・適用しています。

(一部に経過措置があります)

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる（ばく露）状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回のリスク評価の結果、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP) と「クロロホルムほか 9 物質」についても規制が必要とされたので労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条 文		規制内容		ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)	クロロホルムほか 9 物質を 1% を超えて 含有する物	クロロホルムほか 9 物質 1% 以下、かつ 特別有機溶剤と有機溶剤と合計して 5% を超える物
安 衛 法	57	表示		●		●
	57の2	文書の交付		●		●
	88	計画の届出		●		●
特 定 化 学 物 質 曝 露 予 防 規 則	2	定義		「特定第二類物質」		「特別有機溶剤等」
	2の2	適用除外（業務）		●（DDVPを含む製剤の成形加工又は包装業務以外全て）		●（有機溶剤業務以外全て）
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備		●	×	
	5	特定第2類又は管理第2類物質に係る設備		●		
	6	4・5条の適用除外		●		
	7	局排等の性能		●（抑制濃度0.1mg/m ³ ）		
	8	局排等の稼働時の要件		●	×	
	12の2	ぼろ等の処理		●		×
	13～20	漏えいの防止（特定化学設備）		●		×
	21	床の構造		●		×
	22、22の2	設備の改造等の作業		●		×
	23	退避等		●		×
	24	立入禁止措置		●		×
	25	堅固な容器	第1項	●		●
		容器等への表示と保管	第2、3項	●		×
		空容器の保管上の措置	第4項	●		●
		貯蔵場所の設備	第5項	×		●
	26	救護組織等		●		×
	27(28)	作業主任者の選任		●（特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習会を修了した者から選任）	●（有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任）	
	29～35	定期自主検査、点検、補修等		●		×
	36	作業環境の測定	実施	●	●	
			記録の保存	●（30年）	●（30年）	
	36の2	測定結果の評価と記録の保存		●（30年）	●（30年）	
		管理濃度		0.1mg/m ³	各物質について別表に掲載	
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置		●	●	
	37	休憩室		●		×
	38	洗浄設備		●		×
	38の2	喫煙、飲食等の禁止		●		×
	38の3	掲示		●	●	×
	38の4	作業の記録と保存		●（30年）	●（30年）	×
	38の8	特別規定		×	有機則の準用	
	39～40の3	健康診断	雇入れ、定期	●	●	
			配転後	●	ジクロロメタンに限る	
			記録の保存	●（30年）	●（30年）	
	41	健康診断結果の報告		●	●	
	42	緊急診断	特定化学物質 第1項	●	●	×
			特別有機溶剤等 第2、3項	×	●	●（一部適用除外）
	43～45	呼吸用保護具等の備え付け		●		×
	53	記録の報告		●	●	×

クロロホルムほか 9 物質に係る有機溶剤中毒予防規則の準用（特化則第36条の 5、38条の 8、41条の 2）

条 文		規制内容		クロロホルムほか 9 物質を 1% を超えて 含有する物	クロロホルムほか 9 物質 1% 以下、かつ 特別有機溶剤と有機溶剤と合計して 5% を超える物
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則	1	定義		●	
	2～4	適用除外（許容消費量）		●	●
	5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備		●	
	6	第3種有機溶剤に係る設備（タンク等の内部）		●	
	7～13の3	適用除外（周壁開放・臨時・短時間・設置困難等）		●	
	14～18の3	局排等の性能要件等		●	
	20～23	定期自主検査、点検、補修		●	
	24	掲示		●	
	25	区分の表示		●	
	26	タンク内作業		●	
	27	事故時の退避等		●	
有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則	28	作業環境の測定（有機溶剤混合物）	実施	●*	●
			記録の保存	●*（3年）	●（3年）
	28の2	測定結果の評価		●*（3年）	●（3年）
	28の3、28の4	評価の結果に基づく措置		●*	●
	29～30の2の2	健康診断（有機溶剤混合物）	雇入れ、定期	●*	●
			記録の保存	●*（5年）	●（5年）
	30の3	健康診断結果の報告		●*	●
	31	健康診断の特例		●*	●
	32～34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用			●
		保護具の数等			●

クロロホルムほか 9 物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。

* 特別有機溶剤と有機溶剤を合計して 5 % 以下のものを除く。